

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

令和2年5月20日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市上京区井田町地区建築協定

2 申請者の氏名

山本 敏夫

3 建築協定区域

京都市上京区芦山寺通千本東入下る井田町924番，924番1，927番1，927番2，928番1，928番3から928番6まで，929番1，929番3から929番6まで，932番，933番，934番，935番，936番，936番1，937番，939番，944番，945番，946番，947番，948番，949番，950番，952番，953番，953番1，954番，955番1，955番2，956番，956番1から956番3まで，957番，959番，960番，962番，963番，964番，966番，967番1，967番2，968番，969番，970番，970番1，970番4，971番，973番，973番1，975番1及び976番，同区寺之内通千本東入二丁目新猪熊東町359番3及び359番7から359番9まで並びに同区寺之内通千本東入新猪熊町407番

4 建築協定区域隣接地

京都市上京区芦山寺通千本東入下る井田町925番2，927番3，927番4，929番2，936番2，940番，940番1，941番，942番，942番1，943番，965番，970番2，970番3及び970番5並びに同区寺之内通千本東入二丁目新猪熊東町359番1及び359番4から359番6まで

5 建築協定の事項

建築物の用途及び形態

6 建築協定の有効期間

10年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に10年間延長することができるものとする。）

7 建築協定違反があった場合の措置

- (1) 工事施工の停止，使用の停止又は住宅宿泊事業の廃止，及び違反行為の是正の請求
- (2) 上記請求に従わなかった場合，裁判所への提訴

8 認可年月日及び番号

令和2年5月20日付け第13-001号

9 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし，正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)